

紀北町木材利用方針

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、町内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、町内における建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項、町が整備する公共建築物における木材の利用の目標を定めるとともに、その他町内の建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。

第 1 趣旨

木材は、調湿性に優れ、断熱性が高く、リラックス効果があるなど人にやさしく心休まる素材であることに加え、その利用を促進することは地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源涵養その他森林のもつ多面的機能の発揮等に資するものである。

木材の需要を拡大することにより、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながるとともに、木材の適切かつ安定的な供給と木材自給率の向上に寄与し、利用の確保を通じた林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展による地域経済の活性化が期待されることから、本方針に基づく取り組みについては町産材を最も優先して利用するものとする。

第 2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 公共建築物における木材の利用の促進

（1）木材の利用を促進すべき公共建築物

この方針において、木材の利用を促進すべき公共建築物は、次に掲げる建築物とする。

ア 町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

イ 町以外の者が整備するアに準ずる次の建築物

①学校

②老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設

③病院又は診療所

④体育館、水泳場その他これらに類する運動施設

⑤図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設

⑥公共交通機関の旅客施設

⑦高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）

（2）木材の利用を促進する対象としない公共建築物

災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木材の利用がなじまない又は木材の利用を図ることが困難であると判断されるものについては木材の利用を促進する対象としないものとする。

(3) 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物は、広く一般の利用に供するものであることから、木材の利用の促進を通じ、これらの公共建築物を利用する多くの町民等に対して、木とふれあい、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。

そこで、公共建築物における木材の利用の促進にあたっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

ア 建築材料としての木材の利用の促進

第2の1(1)の木材の利用を促進すべき公共建築物に該当するものについて、積極的に木材の利用を促進するとともに、木材の利用が困難と判断されるものを含めて、内装や外壁等への木材の利用を促進するものとする。

また、技術開発の推進や木材の利用に係るコスト面の課題解決状況等を踏まえ、C L T（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に努めるなど、建築物における木材の需要の拡大に取り組むものとする。

イ 建築材料以外の各種製品の原材料としての木材の利用の促進

公共建築物の外構工事にあたっては、木材を積極的に利用するものとする。

また、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用を図るものとする。

ウ エネルギーとしての木材の利用の促進

森林整備に伴って発生する木質バイオマスを燃料として有効活用できるよう調査・研究を進めるものとする。

2 民間の建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

町は、民間の建築物における木材の利用の促進が図られるよう、木造建築物等の設計及び施工、木材調達に関する知識を有する人材の育成を進めるとともに、建築物における木材の活用事例や木材供給に関する情報等の提供その他必要な措置を講じるものとする。

第3 木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

森林所有者や林業事業者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、森林の適切な整備及び保全、木材製品の品質確保の推進並びに新用途の開発、技術の継承及び一層の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、町産材及び県産材の利用の動向やニーズに応じた流通の合理化、合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に努めるものとする。

第4 町が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 木材利用の目標

(1) 建築材料としての木材の利用の目標

町は、その整備する公共建築物のうち、第2の1(1)の木材の利用を促進すべき公共建築物

に該当するものについて、原則としてすべて木材の利用を図るものとする。

また、その整備する公共建築物について、木造・非木造に関わらず、内装や外壁等、町民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、木材の利用を図るものとする。

さらに、木材の利用にあたっては、技術開発の推進や木材の利用に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組むものとする。

(2) 建築材料以外の各種製品の原材料としての木材の利用の目標

町は、その整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するものとする。

(3) 木材の調達目標

町は、その整備する公共建築物における木材の利用にあたっては、原則として町産材を優先し、調達できない場合は県産材を使用するものとする。

なお、町産材についてはFSC認証材を、県産材については「三重の木」認証材を優先して使用するものとする。

(4) 木材の調達の方法

町は、公共建築物等の整備を行う場合は、構造材、仕上材（内装材等）等で概ね20立方メートル以上を必要とする新築工事及びこれに類する工事、または仕上材（内装材等）のみで概ね5立方メートル以上を必要とする施設整備等の場合においては、町産材の利用促進や品質確保、林業・木材産業の活性化を目的に、建築工事の発注と分離し木材を調達するものとする。

ただし、建築工事の発注と分離して発注しなくても、町産材の利用促進や品質確保、林業・木材産業の活性化が図られると認められる場合、その他やむを得ない理由による場合は、適用しないものとする。

(注1) この方針において「町産材」とは、紀北町内の製材業者又は海山木材協同組合及び長島港木材協同組合加盟業者のうち、町長が適当と認めるものが出荷を証明するものをいう。なお、使用の確認については、受注業者からの材料承認願等によるものとする。

(注2) この方針において「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材で、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の規格基準に適合することを『「三重の木」利用推進協議会』により認証された木材製品をいう。

第5 その他木材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共工事における木材の利用

町が発注する公共工事においては、間伐材及び木製品を積極的に利用するものとする。ただし、間伐材及び木製品の利用にあたっては、その性能、品質、維持管理コスト等を考慮するものとする。

2 建築物等を整備する者への要請

町は、国・県・町以外の建築物を整備する者に対して、その整備する建築物や実施する工事等において、この方針を踏まえた積極的な木材の利用を要請するものとする。

3 普及啓発に関する事項

町は、多くの町民等が木材にふれ、親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができ

るよう、整備した公共建築物を広報やホームページ等を通じて公表し、一般建築物等における木材の利用の普及啓発に取り組むものとする。

4 コスト面で留意すべき事項

(1) 建築材料としての木材の利用のコスト

建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により、維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

(2) 建築材料以外の木材の利用のコスト

公共工事の実施及び備品や消耗品の購入については、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

5 体制の整備に関する事項

町は、経済的社会的諸条件に応じて、国・県の施策に準じて建築物における木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実行するため、庁内で連携して取り組む体制を確保するよう努めるものとする。

附則

この方針は、平成24年4月1日から運用する。

この方針は、平成29年11月1日から運用する。

この方針は、令和5年11月1日から運用する。